

## 第2回 下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会【会議録】

日 時 平成26年6月22日（月）午後2時～

場 所 むつ市役所本庁舎第4会議室

出席者	会 長	奥野 賢一	むつ市行政連絡員連絡協議会
	職務代理者	中村 俊三	むつ商工会議所
	委 員	川向 信義	むつ市社会福祉協議会
	同	須藤 恵子	むつ市女性団体連絡協議会
	同	瀬川 顕彰	むつ市料理飲食店組合
	同	坪 二三子	むつ市連合婦人会
	同	内藤 司	佐井村地区連合会
	同	藤澤 豊勝	連合総代会
	同	古川 壽子	大間町女性団体連絡協議会
	同	宮古 勝利	桑畑自治会

以上10人

事 務 局	川西 彰	下北地域広域行政事務組合事務局長
	笠井 哲哉	同 事務局次長
	杉山 浩一	同 廃棄物施設課長
	高橋 康強	同 廃棄物施設課主幹
	谷川 豪樹	同 廃棄物施設課主査

# 次 第

1. 開 会

2. 案 件

- (1) 第1回審議会における意見・質問・要望
- (2) ごみ処理手数料の見直し
- (3) 次回の開催日時について

3. その他

4. 閉 会

事務局	<p><b>1. 開 会</b></p> <p>先日、第 1 回審議会の要点会議録を委員の皆様へ送付、確認のご依頼をいたしました。委員の皆様から、特段の修正等ございませんでしたので、原案どおり下北地域広域行政事務組合のホームページ等で公開させていただきます。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(承認)</p>
事務局	<p>承認いただきましたので、原案どおり公開させていただきます。</p>
	<p><b>2. 案 件</b></p> <p><b>(1) 第 1 回審議会における意見・質問・要望</b></p> <p>(資料 1 を基に事務局から説明)</p>
会 長	<p>それでは資料 1 を上から順に確認していきたいと思います。1 番目と 2 番目について何かございましたら、意見を賜りたいと思います。</p>
委 員	<p>これは、前回やったことの確認ですね。この会は諮問委員会ですから料金を上げるか上げないのかの審議を行うものですが、それ以外も審議することになるのですか。</p>
事務局	<p>委員から発言のあったとおり、料金を上げるか上げないかを審議することはもちろんですが、せっきくの機会ですので関連する事柄を委員の皆様にごみ処理行政についての意見として出していただきまして、付帯意見として取り入れた上で答申することを考えています。</p>
会 長	<p>前回、お休みになった方も資料を読んでみて何かお気づきになった点がありましたら、お話しをいただけたらと思います。資料 1 のように前回は話し合っておりますので、これについて何かございませんか。</p>
委 員	<p>結構あると思います。一個一個取り上げていくともものすごくあります。範囲をどこまで決めるかによって審議の内容も決まってくるし、今おっしゃったとおりに進めると個別の幅がものすごく広がってしまいます。まして、審議で出した答申を、これから議会にも諮ることになるでしょう。広域ですから他の市町村とも話し合いをしていかなければならないでしょうし、料金改定をすれば、それなりの会議をする必要もあるでしょう。</p>

事務局	<p>資料 1 については 1 回目の審議の中で、ご質問だとか、風間浦村さんのごみ処理手数料が軽トラック 1 台で 500 円というように構成市町村で異なる部分がありましたことから、委員の皆様から出たご質問等を会議録とあわせて、このように整理した資料とさせていただきます。</p>
事務局	<p>本日、配付資料が資料 1 から資料 8 までたくさんございます。これから説明させていただくわけですが、委員の方から審議の要点についてご指摘がございましたので、お答えさせていただきます。本日の会議の終わりの段階で今までの資料説明を踏まえた答申書のたたき台を用意させていただいております。ただ今、委員の方から審議会のあり方についてのお話がありましたので、今後の流れとしましては、本日までの審議結果を踏まえまして答申書のたたき台を作成しており、審議会の終了間際に委員の皆様配布いたしますので、次回までにご覧いただきまして、第 3 回の審議会において文案についてご意見等をいただいた上で最終答申案を作成するという流れで進めさせていただきたいと思っております。前回パワーポイントで説明させていただいたところ、概ね委員の皆様方から改定の必要性についてはご理解をいただきました。会長とご相談したところ、方向性が見えているような認識と承り、答申書をある程度の方向性で作成しましたので、それを本日の終了間際に皆様配布いたしまして、目を通していただいた上でご意見を次回いただき、次回 3 回目でもって審議会の役割を終えたいと考えております。</p>
会 長	<p>事務局から話がありましたが、最後まで説明を進めていって、その上で意見等をを出してもらおうということで進めてまいりたいと思います。よろしいですか。</p>
各委員	<p>(委員より「よろしいです」の声)</p>
会 長	<p>これまでの説明について何かご質問ございませんでしょうか。無いようですので、案件の 2 番目、ごみ処理手数料の見直しに入りたいと思います。</p> <p><b>(2) ごみ処理手数料の見直し</b> (資料 2 から資料 8 を基に事務局から説明)</p>
会 長	<p>資料を基に事務局から説明をしていただき、処理手数料の改定案について 3 パターン提示していただきました。ざっくばらんにご意見を頂戴したいと思います。</p>

委員	この3案の中から選べばいいのですか。
事務局	<p>本日提示した資料によれば、そのように捉えられてしまうかもしれませんが、最初の会議の際にお話したとおり、十和田の事務組合が1つの目安ではないかというように考えております。今現在、むつ・下北では10kg10円という水準ですが、十和田の水準でいきますと家庭系で10kg50円、事業系で10kg100円となっており、特に事業系の料金を高くする必要があるのではないかと皆様のご理解をいただきましたので、事業系の一般廃棄物の処理料金を高くしたいということから申しますと、事業系の一般廃棄物につきましては10kg100円、家庭系については10kg50円といった、この当たりがひとつの目安ではないかと事務局では考えております。ある程度の値上げにつきましては、委員の皆様方にご理解いただいたものと考えておりますので、具体的な引き上げ額につきましては、次回の審議会でもう少し分かりやすいやり方でお示しいたします。先ほど申し上げましたように答申書のたたき台をご用意させていただいておりますので、ただいまからお配りさせていただきます。</p>
委員	(料金の比較表について) 県内だけの比較というのは、県内ほかに9市ありますが、今回の資料を見るしかないのですか。
事務局	今回はこの資料しかございませんが、次回までに見やすい資料を準備したいと思います。
事務局	答申案の方について、説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
会長	皆さんよろしいですか。
委員	(委員より「よろしいです」の声)
事務局	<p>事務局より答申案の概略を説明させていただきます。答申を8月15日にいたしました理由としては、9月定例議会に提案をさせていただくということを考慮いたしまして、8月までには答申を行いたいということで設定いたしました仮の日程ということをご理解ください。答申は会長から管理者に対して行うこととなります。諮問については5月20日付けで諮問したとおりです。答申書の1番目、はじめに ということであらためて5月20日に管理者職務代理者から諮問をさせていただき、審議会は諮問事項について審議を重ね、以下の結論を得ましたので答申</p>

を行いますとし、当組合においては本答申の趣旨を踏まえて実効ある取組を進めることを求めるということで前書きをさせていただきました。

2番目の答申の趣旨として、まずは手数料の解説ですが、『手数料は地方自治法に基づき、特定の人のために提供した公の役務に対する対価として徴収するもので、受益者が負担することが原則であり、一般廃棄物処理手数料も同様であります。受益者負担の適正化には2つの原則があり、1つは負担公平の原則であり、もう1つは負担均衡の原則であります。まず、負担公平の原則については、特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と適時適切な見直しが必要であるということです。次に、負担均衡の原則については、行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要であります。受益者負担の適正化は、とかく歳入確保という側面で捉えられがちですが、あくまでも住民の公平性の確保と住民サービスの向上を目指し、行政のマネジメントを改善することを主な目的として取り組むものであります。』ここからこれまでの反省を説明させていただいた部分となります。

『さて、このたび諮問を受けた一般廃棄物処理手数料については、ごみ処理原価が上昇してきたにもかかわらず、長年料金改定が行われていないところであり、誠に遺憾であります。』と審議会として長年改定を行っていなかった行政サイドに対する反省を促す部分となっております。『現行手数料はごみ処理原価からすると明らかに安すぎる状況にあり』この点につきましてはこれまで説明をさせていただいたとおりであります。

『このことが自己搬入を助長し、当該処理費の増大、構内トラブル等の問題を引き起こしていることは否めない。』ということも皆様にご理解いただけるものと思います。『問題解決には、安すぎる料金の早期是正が必要である。』というように考えております。『昨年度の一般廃棄物処理施設「アックス・グリーン」への自己搬入実績を見ますと、搬入量ベースでは、家庭系が約2割、事業系が約8割、搬入車両台数ベースでは、家庭系が約3分の2、事業系が約3分の1となっております。料金改定に当たっては、受益者負担の適正化を第一義としつつも、自己搬入を如何に減らすかが鍵となりますことから、自己搬入量全体の約8割を占める事業系手数料の引き上げ幅を大きくすることが肝要である』と考えております。

それから3番目ということで、これまでの説明を踏まえた付帯意見ということで、以下何点が整理させていただきました。

『審議会の議論においては、次の対策を講ずることが必要であるとの結論に至りましたので、当答申に係る付帯意見として配慮していただきたい。

1つ目として「住民の理解と周知」があります。「一般廃棄物処理手数料については、平成25年度までは関係市町村が徴収していましたが、平成26年度から当組合に当該事務移管され、当組合が徴収主体となったものであります。一般廃棄物処理手数料の改定が最後に行われたのは平成4年4月であり、それ以降長期間にわたり改定が行われていないことを踏まえると、手数料の改定に当たっては、当答申の主旨、改定の目的や必要性等を住民に十分説明し、理解を得るなど広く住民に周知を図ることが必要であります。」

2つ目として「ごみの減量化及び資源化の促進」があります。「ごみの減量化については、収集、運搬、処分する行政とごみを排出する住民、事業者（以下「排出者」という。）が共働して進めて行くことが不可欠であります。このことから、排出者が主体的にごみの減量化・資源化に取り組むことができる環境の整備・支援体制の充実を図るためにも排出者と意見交換する場を設けるとともに排出者の主体的な取組に対する支援が必要であります。さて、青森市では平成27年度稼働予定で新焼却施設の建設が進んでいますが、ごみの減量化が想定より進んでいないため、新焼却炉で処理しきれないごみが大量に見込まれ、その外注処理費として数億円かかるという事態が起きています。いうまでもなく、ごみ量が多いと施設規模が大きくなり、当該維持管理費にも跳ね返ることになります。このため、焼却ごみの量を減らすことがごみ処理コストを減らす鍵であります。水分の多いごみを燃やすためには燃料が余計かかり、可燃ごみから資源ごみを取り除くと焼却ごみの量は大幅に減ります。ごみの出し方・分け方についてのルールづくりを徹底することが重要であります。」

3つ目として「ごみ処理費用の節減」があります。「現在のごみ処理は、環境への負荷の低減や循環型社会の実現が求められていることから高度な処理を行う必要があります。このことが処理原価の上昇要因の一つになっています。今後は、ごみの減量化による収集運搬や処理費用の低減、施設の効率的な運転による経費の削減、焼却施設における溶融スラグの売却による収益性の向上等によりトータルでのごみ処理費用の一層の節減を図ることが必要です。」

4つ目として「不法投棄への対策強化」があります。「一般廃棄物処理手数料が値上げとなることにより、不法投棄の増加が懸念されます。不法投棄は、単に景観を損なうだけでなく、水質や土壌などの環境汚染を引き起こし、悪臭・害虫発生など衛生面にも悪影響を与え、これらの撤去費用には莫大な税金が使われることになります。このことから、手数料の見直しと合わせて、不法投棄対策についても積極的に取り組む必要があります。取組に当たっては、関係自治体、関係機関、関係住民が連携していくことが不可欠であります。」

	<p>5つ目で「その他」とし、「現行焼却施設の運転契約は平成34年度までであり、それまでに新焼却施設を完成させる必要性があります。本年度、新焼却施設の基本構想策定に入りましたが、中間処理性、環境保全性、再資源化性、施設の安全性、維持管理性、経済性など検討課題は山積しています。施設の整備から運営まで多額の税金が投じられる事業であることから、検討を十分行い住民負担の最小化に努めていただきたい。』</p> <p>ということで、答申書を作らせていただきました。次回までにご覧いただきまして</p> <p>それぞれからご意見を頂戴いたしまして、最終の答申書として完成させていただきたいと考えております。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様何かご意見ございますでしょうか。</p>
委 員	<p>事業系ごみというのはどのようなものですか。</p>
事務局	<p>一般廃棄物には2通りございまして、一般家庭から出る「家庭系ごみ」と、事業所から出る「事業系ごみ」に分類されます。</p>
委 員	<p>デパートや事業所等から出るごみもですか。</p>
事務局	<p>事業を営んでいる方から出たごみを「事業系一般廃棄物」といい、一般家庭から出たごみを「家庭系一般廃棄物」といいます。一般廃棄物の中にも家庭系と事業系がございまして、事業系の一般廃棄物が、はるかにボリュームが大きくなっています。いかに大量にアックス・グリーンに持ち込まれているということは、皆様にこれまでご説明をしてみました。事業系の一般廃棄物をいかに抑制するかということが、ごみ処理コストを軽減していくことの、ひとつの鍵になるであろうと考えておりますので、事業系ごみと家庭系ごみについて若干の差をつけた料金の設定を行いたいと考えております。</p>
委 員	<p>それを言うのであれば、事務局案の事業系の料金はたいして変わっていないのではないですか。</p>
事務局	<p>自己搬入のごみには搬入台数ベースと搬入量ベースがございまして、量のベースで捉えますと事業系が全体の8割を占めており、家庭系は2割となっております。車両台数ベースで捉えますと家庭系が3分の2、事業系が3分の1となっております。あくまでも量が多いことによって</p>

	<p>処理コストが嵩むことから、量を抑えるためには事業系を若干高めに設定して、搬入を抑制していただいて、できれば資源化に取り組んでいただきたいと考えております。県内の手数料の比較データをご覧くださいましても、事業系の方が高めに設定されております。それと比較しましても、むつ・下北地域が特別違うやり方をとることにはなりませんので、一定のご理解が得られるのではないかと考えております。</p>
委員	<p>役所から出るごみはどうなるのですか。</p>
事務局	<p>役所は事業所ですので、事業系のごみになります。</p>
委員	<p>ごみを減らすようなことはしていますか。</p>
事務局	<p>役所は大量のごみが出ることから、データでのやり取りとすることにより、紙ベースのやり取りを減らすという取組はしております。</p>
委員	<p>答申案の中に『一般廃棄物処理手数料については、ごみ処理原価が上昇してきたにもかかわらず、長年料金改定が行われていない』ということがあるのであれば、定期的に5年なら5年ごとというように年数を切って、その時代に合ったような料金改定をしていかなければならないと思います。そのようなものも、付帯の意見として盛っておくべきと思います。担当が替われば何もやらなくても良いという問題ではなく、続いていくことですから、そのような意見があったということは盛っておいてもいいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>定期的な見直しを付帯意見として付け加えるべき、とのご意見がございました。他に、皆さんからのご意見をお願いします。</p>
会長	<p>これまで22年間も見直しが行われなかったということですので、委員がおっしゃられたようにある程度の期間、5年なら5年刻みというように定期的に審議を行うことを盛り込んでいただきたいとの意見が出ましたが、皆さんよろしいですね。</p>
委員	<p>大事なことだと思います。</p>
委員	<p>時代に合わせていかなければいけないと思います。</p>
委員	<p>家庭用の指定ゴミ袋は、みな同じような値段なのですか。</p>

委員	むつ・下北地域では、料金は統一化されております。
委員	最終処分場を利用するかしないかということについては、どのような基準になっているのですか。
事務局	<p>最終処分場の利用については、焼却炉の形式によります。一番オーソドックスな焼却炉はストーカ式と申しまして、単純焼却の施設となります。この場合、焼却灰が発生します。いわゆる燃え殻ですので、燃え殻というのはリサイクルできませんので、最終処分場への埋立処分しかありません。ですから、ストーカ炉であれば最終処分場は必要となります。ところが、むつ・下北地域の市町村は、最終処分場の寿命が短いことから、15年前に新炉を建設する際に、最終処分場にこれ以上埋立処分しないために、焼却灰の出ないガス化溶融方式とし、最終処分場を使用しなくてもいいような焼却炉を採用した経緯があります。しかし、このガス化溶融炉は先進的な施設であることから、経費が高額となります。また、先進的な施設であるがゆえにトラブルも多く、修理費が嵩んでおります。先ほど燃料費、電気代のお話もさせていただきましたが、それに加えた修理費が高額となっております。処理委託料が当初6億円台であったものが現在12億円まで跳ね上がっているというのも、もろもろの経費が重なりあって、今の高額なコストになっております。次の炉は、そこを考えるとストーカ炉が一番、安定性、実績、建設コストも割安であります。最終処分場の整備費と運営費はかかります。東京都では、23区で組合を作っておみ処理を行っておりますが、焼却炉はストーカ炉だけとし、将来的にもそれ以外は使わないことを宣言しています。それは、最新式の焼却炉は、コストが非常にかかるといった弊害が見えてしまったことにあります。ただし、そうすると最終処分場が必要となりますが、東京都の場合は焼却灰を覆土に使うといった用途がありますので、最終処分には困っておりません。むつ・下北地域の場合は覆土に使用するという用途はありませんので、最終処分場に埋立処分するしかないということがあります。その辺をトータルに考慮して、新炉について詰めていくということとしております。</p>
会長	その他、何かございませんか。ないようですので、次の審議会の際には答申に対し、追加、削除、修正についてご意見を出していただきたいと思っております。その他、何かございませんか。
委員	ごみの分別については、意識の問題だと思われそうですが、きれいに分別すればいいのですが、現在は12種類の分別となっており分別も面倒になっています。どのようにして市民にインパクトを与えることができる

	<p>でしょうか。</p>
事務局	<p>分かりづらいことが一番の課題だと思います。分かりやすくないと実行しづらいという面があります。もう少し、分かりやすくするといったことを、一つのテーマとしていくことが必要だと思います。</p>
会 長	<p>他にご意見ございませんか。なければ次の会議の日時について決めたいと思います。</p>
各委員	<p>(委員より「よろしいです」の声)</p>
会 長	<p><b>(3) 次回の開催日時について</b>          次回審議会の開催日時について、決めたいと思います。月曜日は予定が入っていない方が多いと思いますが。</p>
委 員	<p>7月は、21日の月曜日は「海の日」で祝日となっているので22日の火曜日でいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>では、次の会議は7月22日(火)、開催時間は本日同様、午後2時開会でよろしいでしょうか          (委員より「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>次の会議は7月22日(火)、開催時間は本日同様、午後2時開会いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p><b>3. その他</b>          その他のところで何かございませんか。せっかくの機会ですので、何かございませんか。</p>
委 員	<p>ごみについては、たかがごみ、されどごみ、といった感じで、あまりにも広くて、されどごみと思いました。</p>
会 長	<p><b>4. 閉 会</b>          それでは、ほかに無いようですので、これもちまして、第2回目の審議会を閉じたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。</p>